

環境影響評価法の検討状況について

1 趣旨

環境影響評価法附則第7条では「施行後10年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。

これに基づき、環境省では、昨年から有識者による検討を行い、手続の実施状況や諸課題等について分析整理し、検討すべき課題や論点を明らかにした。今後は中央環境審議会において検討が進められる。

2 検討経過

①環境影響評価制度総合研究会における検討

H20年6月～H21年5月 (計9回)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局による整理及び関係者(自治体、NPO、業界団体、国省庁等)ヒアリングに基づく論点整理 ・論点ごとの議論
H21年6月～7月	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書(案)によるパブリックコメント ・報告書取りまとめ

②中央環境審議会における検討

7月30日 環境影響評価制度専門委員会を設置

3 環境影響評価制度総合研究会報告書の概要

報告書は、検討すべき課題や論点を明らかにするため、一つの結論を示すのではなく、議論の過程で示された意見を整理し、複数の考え方を記載している。

報告書において整理された論点及び検討内容を次ページに示す。

環境影響評価制度総合研究会報告書の論点及び主な検討内容

○：法を見直す方向の意見、●：現状で十分などの意見

	論 点	主な検討内容及び意見
1	対象事業	(国と地方との役割分担) ○対象事業の種類や規模について範囲を拡大すべき ●法と条例が一体となって幅広い事業を対象としていることから、慎重に対応すべき (法的関与要件) ○国の許認可を要件からはずし、環境負荷の大小で決めるべき ●法的関与により一定の強制力を担保することは妥当
2	スコーピング	(方法書段階の説明の充実) ○説明会を義務化し、住民の理解を促進させるべき ●情報のミスマッチから相互不信を招くおそれがある ●事業者にとって負担 (手続の強化) ○方法書手続前の現地調査を禁止すべき ●事前調査を一律に禁止することは慎重にすべき
3	国の関与	(方法書段階での環境大臣の関与) ○方法書段階でも環境大臣意見が提出できるようにすべき ●現状で問題ない
4	地方公共団体の関与	(政令指定都市の意見提出) ○政令指定都市から事業者への意見提出権限付与の要望がある ○政令指定都市内で完結する事業は直接提出できるとする ●関係市長から個別に意見が出されると取扱いが難しい
5	環境影響評価結果の事業への反映	(許認可への反映) ○許認可権者は反映状況を公表すべき ●他の公益との比較考量の公表は検討の余地がある (事後調査) ○事後調査の規定が必要 ●一律に法で定めるのではなく柔軟に対応すべき ●許認可後の手続の義務づけは根拠がない ●予測の不確実性について社会的な受容があるのか (未着手案件の再実施) ●一律の再実施は事業者にとり過酷 ○許認可権者が追加調査を提案することとする
6	環境影響評価手続の電子化	○電子媒体による図書の縦覧等、手続の電子化の推進が必要 ●安全保障上問題となる情報等の流出が懸念される ●電子メールによる意見書提出はインフラの問題から確実に届くとは限らない

7	情報交流	<p>(方法書に対する意見への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○方法書意見に対して、準備書作成前に事業者の見解を公開させるべき ●見解の義務化は環境影響評価の実施が遅れ本来の趣旨に逆行する <p>(意見聴取の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公聴会の義務化が必要 ●公聴会は条例により規定されており、わかりやすい図書の作成等他の取組を進めるべき
8	環境影響評価の内容及び環境影響評価技術	<p>(リプレースへの対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○老朽化した施設のリプレースは温室効果ガス削減に資するので、手続期間を短縮すべき ●手続の簡易化はベスト追求の観点から不適當、スコーピングを通じて効率的に対応すべき <p>(複数案の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○複数案の検討を義務づけるべき ●立地に関する複数案の公表は、公正、自由な競争を阻害する <p>(評価項目の拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歴史的、文化的環境などを評価項目に加えるべき ●環境基本法の射程範囲との整合性に留意すべき
9	環境影響評価結果の審査	<p>(審査会の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境大臣意見の形成にあたっての審査会を活用すべき ●地方の審査会との重複、事業者の負担増や手続の長期化の可能性がある <p>(地方の審査会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○審査基準を明確にすべき ●画一的審査基準はベスト追求の視点を阻害する
10	戦略的環境アセスメント	<p>(SEAの制度化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○SEAの法制化に取り組むべき ●ガイドラインによる実績の積み重ねが重要
11	その他	<p>(不服申立、訴訟手続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手続や評価に問題がある場合の不服申立、訴訟手続を定めるべき ○環境という公益保護のための訴訟制度の構築が必要 ●現行法では処分性が認められず、不服申立、抗告訴訟の提起の解釈は困難 ●環境に特化して訴訟を認めることは慎重にすべき